

川崎市「食品ロス削減協力店」登録実施要領

（目的）

第1条 この要領は、事業所から排出される食べ残し等による生ごみや、賞味期限切れ等により市内で発生する食品廃棄物をはじめとする「食品ロス」の削減のため、これに取り組む飲食店や小売店等を「食品ロス削減協力店」（以下、「協力店」という。）として登録するとともに、食品ロス削減の推進に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

（食品ロス削減協力店の登録）

第2条 協力店は、飲食店や小売店等で次条に掲げる登録基準の一つ以上を満たしているもののうちから登録するものとする。

（登録基準）

第3条 協力店の登録基準は、食品ロスの削減を目的として実施される、次の各号に掲げる事項とする。

（1）飲食店による、

- ・消費者が食べ切れる量を選択できるようにする取組（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）
- ・食べきりを呼び掛ける取組（「3010運動」等）
- ・残った料理の持ち帰り（衛生管理に十分な配慮のうえで）
- ・上記以外の食べ残しを減らすための取組

（2）食品小売店による、

- ・季節商品を予約制とするなど需要に応じた販売を行う取組
- ・賞味期限、消費期限に近い商品から購入するよう促す取組
- ・小分け販売や少量販売など消費者が食べ切りやすくする取組
- ・上記以外の食品を売り切るための取組

（3）フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの取組

（4）フードドライブの実施、フードバンクへの食品提供

（5）上記以外の食品ロスを削減するための取組

（届出方法）

第4条 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「届出者」という。）は、協力店登録届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は届出者から提出された届出書の内容を確認し、登録者名簿に記載するとともに、届出者に対してポスター、ステッカー等を交付するものとする。

（取組内容）

第5条 協力店は第3条で選択した取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。

2 協力店は交付されたポスター、ステッカー等を店舗に掲示し、来店者へこの取組について積極的にPRする等、市の取組に協力するものとする。

（啓発等）

第6条 市は、協力店の利用を市民に推奨するとともに、その名称、所在地等について、市ホームページ等で紹介するものとする。なお、届出者は提出した時点で店舗情報を市ホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

（登録内容の変更及び取消）

第7条 協力店は届出書に記載した内容に変更が生じた場合、速やかに協力店内容変更届出書（第2号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 協力店は取組内容を中止した場合や、店舗を廃止するなどの理由により取組を中止する場合は、登録中止届（第3号様式）を市長へ提出するとともに、ポスター、ステッカー等の掲示を取りやめなければならない。

3 市長は協力店内容変更届出書又は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報を変更または削除するものとする。

（登録の抹消）

第8条 市長は、協力店が第3条に規定する登録基準を欠いた場合、又はその業務・活動に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合は、その登録を抹消することができるものとする。

2 登録を抹消された協力店は、ポスター、ステッカー等の掲示を取りやめなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年6月8日から施行する。

2 川崎市エコショップ制度のうち、本要綱第3条に規定する認定基準を満たすものについては、継続して食べきり協力店として認定するものとする。

附 則

この要領は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月5日から施行する。

第 1 号様式

協力店登録届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市 区

名 称

代表者

電 話

川崎市「食品ロス削減協力店」登録実施要領第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり川崎市「食品ロス削減協力店」の登録を届出します。

店舗の名称 (※申請者と同じ場合:レを記入)	(☐ 申請者と同じ)		
所在地・連絡先 (※申請者と同じ場合:レを記入)	川崎市 区	(☐ 申請者と同じ) (TEL :)	
メールアドレス (※連絡に使用できるもの)			
ホームページ URL			
営業日／定休日 営業時間		アクセス 駐車場	駐車場 (台) / 無
店舗紹介文			
食品ロス削減の 具体的な取組事例	取組内容 (レを記入 ※複数選択可) ☐ 飲食店による食べ残しを減らすための取組 ・消費者が食べ切れる量を選択できるようにする取組 (小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等) ・食べきりを呼び掛ける取組 (「3010 運動」等) ・残った料理の持ち帰り (衛生管理に十分な配慮のうえで) ・その他の食べ残しを減らすための取組 ☐ 食品小売店による食品を売り切るための取組 ・季節商品を予約制とするなど需要に応じた販売を行う取組 ・賞味期限、消費期限に近い商品から購入するよう促す取組 ・小分け販売や少量販売など消費者が食べ切りやすくする取組 ・上記以外の食品を売り切るための取組 ☐ フードシェアリング (そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング) の活用等による売り切り ☐ フードドライブの実施、フードバンクへの食品提供 ☐ 上記以外の食品ロスを削減するための取組		
	具体的な取組		

第 2 号様式

協力店登録内容変更届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市 区

名 称

代表者

電 話

食品ロス削減協力店としての登録内容に変更がありましたので、食品ロス削減協力店登録実施要領第 7 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(変更内容)

(新)	(旧)
(所在地)	(所在地)
(名 称)	(名 称)
(代表者)	(代表者)
(電 話)	(電 話)
(メールアドレス)	(メールアドレス)
(登録内容)	(登録内容)

年 月 日

協力店登録中止届

(あて先) 川崎市長

所在地 川崎市

名 称

代表者

電 話

「食品ロス削減協力店」の取組を中止したので、次のとおり届け出ます。

(中止する理由) ※差し支えない程度でご記入ください

※登録ステッカー等の掲示を取り止めてください